

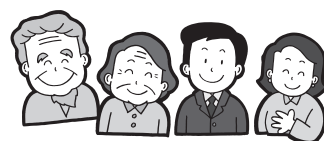
国民年金保険料を納めるのが難しい、そんなときには…

7月から平成25年度の

国民年金保険料免除申請の受付が始まります

失業や所得が少なく、国民年金保険料を納めるのが困難なときは、免除制度や納付猶予制度がありますのでご利用ください。制度を受けたい場合は、申請が必要です。

なお、昨年度に全額免除又は納付猶予を承認された人（失業等による免除の特例認定者を除く）で、継続申請を希望している場合は、今年度の申請は必要ありません。後日、年金事務所から郵送される通知で審査結果を確認してください。



保険料免除制度

対象 本人（学生を除く）・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人

承認期間 7月～平成26年6月

退職（失業）による特例

今年度又は昨年度に退職（失業）した場合は、特例で退職者本人の給与所得については審査が不要となります。配偶者や世帯主が退職した場合も、対象になります。

申請はお早めに

申請が遅れても、免除や若年者納付猶予は申請年度の7月まで、学生納付特例は4月まで遡って承認されます。

ただし、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡のときは、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合がありますので、早めの手続きをお勧めします。

学生納付特例制度

対象 学生で、本人の前年所得が一定額以下の人

承認期間 4月～平成26年3月

保険料の追納制度（後払い）について

免除や納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受けとれる年金額が少なくなります。

免除・納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。

なお、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成25年度

市民税・県民税の課税

についてお知らせします

市民税・県民税の
申告相談を
行います



市では、市民税・県民税の申告が必要と思われる人に、申告をお願いする通知を8月中に発送し、申告相談を実施する予定です。

対象

- ①前年に市民税・県民税が課税されていて、今回申告していない人又は給与支払報告書（年金も含む）が市に提出されていない人
- ②不動産収入又は報酬（外交員報酬含む）等があり、申告をしていない人

※所得税が課税される場合や、源泉徴収された支払調書等がある場合は、税務署へ申告してください。

所得・課税証明書の
発行について

これから申告をする人で、所得・課税証明書が必要な場合は、申告後に発行します。

申請方法

申請場所 市民課年金保険係（市役所1階）、市民福祉課市民係（総合支所仮庁舎）

持参するもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 今年度又は昨年度に失業した人は、雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票等の写し
- ④ 学生の場合は、新学年の学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には表面と裏面両方のコピー）又は在学証明書
- ⑤ 1月2日以降に本市市に転入した人は、1月1日の住所地での所得証明書（控除の内訳があるもの）



＊お問い合わせは左記へ

★市民課年金保険係 ☎ 11114
市民福祉課市民係 ☎ 13333
熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

免除の所得基準額

	所得基準額	月額保険料 (平成25年度)
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	0円
4分の3免除	78万円+(扶養親族等の数×38万円※)+社会保険料控除等	3,760円
半額免除	118万円+(扶養親族等の数×38万円※)+社会保険料控除等	7,520円
4分の1免除	158万円+(扶養親族等の数×38万円※)+社会保険料控除等	11,280円
学生納付特例	118万円+(扶養親族等の数×38万円※)+社会保険料控除等	0円

※扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族であるときは63万円。（老人扶養親族：70歳以上、特定扶養親族：19歳～23歳未満、控除対象扶養親族：16歳～19歳未満）

免除や納付猶予等を受けた期間の取り扱い

	国民年金の 受給資格期間	老齢基礎年金を受けるとき (全額納付した場合の 年金額と比較した場合)	障害・遺族基礎年金を受けるとき
全額免除	算入される	年金額に8分の4が反映	保険料納付済期間と 同じ扱い
4分の3免除		年金額に8分の5が反映	
半額免除		年金額に8分の6が反映	
4分の1免除		年金額に8分の7が反映	
若年者納付猶予・学生納付特例		年金額には反映されない	

※「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を受けた場合、納付すべき保険料を納付しないと未納期間となり、その期間分は追納できません。

※学生の場合は、学生納付特例の規定が優先となります。

また、申告の結果、課税になる場合などには、証明書の発行は「税額決定・納税通知書」の発行後になります。証明書の発行までに期間を要しますので、早めに申告してください。

扶養控除の 確認を 行います



確定申告書又は給与支払報告書（年金も含む）に基づき、次の①②に該当する人に、電話又は通知で扶養の確認を行います。

また、市外の人を扶養している場合は、その住所地の市役所などへ扶養対象親族の合計所得等の確認を行います。

① 重複して扶養をとっている場合
※複数の納税義務者が、同一の人を扶養対象親族とすることはできません。

② 確定申告書又は給与支払報告書（年金も含む）に扶養の記載があるが、その扶養対象親族を特定できない場合

※確認の結果、扶養等が取り消される場合があります。変更内容等は、本人（普通徴収の場合）又は勤務先（特別徴収の場合）に通知します。

＊お問い合わせは左記へ

★課税課 ☎ 11123